

精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者が移動する際の公共交通機関が果たす役割は非常に大きなものであるが、鉄道、航空、バス等の交通運賃割引については、昭和 25 年に身体障害者が対象となり、その後、知的障害者も対象に加えられたにもかかわらず、精神障害者はいまだ対象とされていない。

本年 4 月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては、身体障害又は知的障害に限らず、精神障害のある者であっても、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしては、いずれも障害者として定義されている。

このように、精神障害者は、身体障害者及び知的障害者と同様に障害者と定義され、障害者支援策により、社会参加や就労、雇用の促進が図られているにもかかわらず、身体障害者及び知的障害者に比べて交通費に係る経済的負担が大きいことは、精神障害者の社会参加を促す上で大きな障壁となっており、本市においても、平成 28 年 3 月時点で 1 万 5 67 人の精神障害者保健福祉手帳を有する精神障害者が交通運賃割引制度の対象から除外され不合理な取扱いを受けている。

よって、国におかれては、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加を促進するため、身体障害者及び知的障害者と同等の交通運賃の割引を早急に実現するよう、公共交通事業者に対し、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣